

改正

令和6年12月20日条例第70号

那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 個体に関する保護（第10条—第15条）
- 第3章 個体の生息地又は生育地に関する保護（第16条—第18条）
- 第4章 推進体制（第19条—第23条）
- 第5章 雑則（第24条・第25条）
- 第6章 罰則（第26条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、市、市民、事業者、保護団体等が協働しながら、他の法令又は条例と相まって、那須塩原市の優れた自然環境を象徴する希少野生動植物種の保護を図ることを通じて、市民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目的とする。

（希少野生動植物種の定義等）

第2条 この条例において「希少野生動植物種」とは、市内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、規則で定めるものをいう。

- （1）種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- （2）種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- （3）種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- （4）種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があるもの

2 市長は、前項の規則の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ那須塩原市環境審議会（以下「審

議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、野生動植物の種が置かれている状況の把握に努めるとともに、希少野生動植物種の保護のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、環境学習活動及び広報活動を通じて、希少野生動植物種の保護の必要性について、広く普及啓発を図るよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、その事務又は事業の実施に当たっては、希少野生動植物種の保護に配慮するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民及び市内に滞在する者は、希少野生動植物種の保護に自ら努めるとともに、市が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物種を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するものとする。

(財産権の尊重等)

第6条 市は、この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、市民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに地域の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(国及び県等との連携)

第7条 市は、希少野生動植物種の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(基本方針)

第8条 市長は、希少野生動植物種の保護のための市の総合的な施策として、那須塩原市希少野生動植物種保護基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 希少野生動植物種の保護に関する基本構想

(2) 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

(3) 希少野生動植物種の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

(4) 希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保護に関する重要事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公示しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(特別希少野生動植物種の指定等)

第9条 市長は、希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを特別希少野生動植物種として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示し、公示した日から起算して14日を経過する日までの間、当該指定の案（次項及び第5項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公示があったときは、利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、市長に指定案についての意見書を提出することができる。

5 市長は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 市長は、特別希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。

9 第2項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「前項の規定による告示」とあるのは「第9項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

第2章 個体に関する保護

(個体の所有者等の義務)

第10条 特別希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は、特別希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第11条 市長は、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、特別希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等の禁止)

第12条 特別希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 他の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により特別希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等が許可の対象となる場合であって、規則で定めるときは、前項の規定は、適用しない。この場合において、捕獲等をしようとする者は、当該法令等を遵守しなければならない。

3 前項の場合において、その許可に係る捕獲等をする者は、規則で定めるところによりその許可を受けたことを証する旨を市長に報告しなければならない。

(捕獲等の許可)

第13条 学術研究又は保護のための繁殖の目的その他規則で定める目的で特別希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって特別希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有していないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 市長は、第1項の許可をする場合において、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 市長は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第14条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第4項の規定により許可に付された条件に違反し、又は同条第6項の規定に違反した場合において、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、相当の期限を定めて飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第1項の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した場合において、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるとき、又は偽りその他不正の手段により同項の許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第1項の許可を受けた者に対し、特別希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特別希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、特別希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 個体の生息地又は生育地に関する保護

(土地の所有者等の義務)

第16条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、特別希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第17条 市長は、特別希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(生息地等保全協定の締結等)

第18条 市長は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域の土地の所有者その他の規則で定

める関係者（以下「土地の関係者」という。）と市を当事者として、規則で定めるところにより当該区域内の土地の保全に関する協定（以下「生息地等保全協定」という。）を締結することができる。

- 2 生息地等保全協定を締結した土地の関係者は、生息地等保全協定で定めた事項を遵守しなければならない。
- 3 生息地等保全協定を締結した土地の関係者は、次条第1項で定める保護団体又は市が生息地等保全協定区（生息地等保全協定で定めた土地の区域をいう。以下同じ。）の域内で行う希少野生動植物種の保護活動に協力しなければならない。
- 4 市長は、生息地等保全協定を締結した土地の関係者に対し、生息地等保全協定区の保全に対する協力金として、規則で定めるところにより生息地等保全協定協力金を支払うものとする。
- 5 市長は、生息地等保全協定を締結した土地の関係者に対して、必要な助言、指導又は情報の提供を行うものとする。
- 6 市長は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息地等保全協定区の域内において、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある行為をする者に対し、その行為の実施方法について必要な助言又は指導をすることができる。

第4章 推進体制

（保護団体の認定）

第19条 市長は、市内において野生動植物の種の保護活動を行う民間団体であって、規則で定めるものを那須塩原市野生動植物保護団体（以下「保護団体」という。）として、規則で定めるところにより認定することができる。

- 2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に認定の申請をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の認定をしたときは、速やかに当該認定に係る申請をした団体にその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、保護団体に対して、必要な助言、指導又は情報の提供を行い、保護団体が行う希少野生動植物種の保護のために要する費用について、規則で定めるところにより財政的な支援を行うものとする。
- 5 第1項の認定を受けた後、当該認定の内容のうち、規則で定める事項に変更が生じた保護団体は、規則で定めるところにより、変更が生じた後、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

6 保護団体は、第1項の認定を受けた保護活動を止めようとするときは、規則で定めるところにより市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、保護団体が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、その他保護団体にふさわしくない行為があったとき、及び前項の規定による届出があったときは、その認定を取り消すことができる。

(希少野生動植物種の提案)

第20条 市民、事業者（市内に主たる事務所の所在地を有する者に限る。）及び保護団体は、規則で定めるところにより、理由を付して、特定の野生動植物の種を希少野生動植物種として定めるよう市長に提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があった場合において、当該提案に係る野生動植物の種を希少野生動植物種として定めたときはその旨を、その必要がないと判断したときはその旨及びその理由を、速やかに当該提案をした者に通知するものとする。

(調査等の推進)

第21条 市長は、次に掲げる事項について推進し、その結果を定期的にこの条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

- (1) 野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況の調査及び研究
- (2) 野生動植物の種の個体の生息地又は生育地の状況の調査及び研究
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、野生動植物の種に関して必要な調査及び研究

(研究会の設置)

第22条 市長は、前条各号に掲げる事項その他市の希少野生動植物種の保護に関する施策を円滑に推進することを目的として、規則で定めるところにより那須塩原市動植物調査研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

2 研究会に所属する委員が行う研究会の所掌事項に基づく行為については、第12条第1項の規定は適用しない。

(監視員の設置)

第23条 市長は、希少野生動植物種の保護のため必要な監視活動を行うことを目的として、規則で定めるところにより那須塩原市希少野生動植物種保護監視員を置く。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第24条 国の機関又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う事務又は事業については、第

11条、第12条、第17条及び第18条第6項の規定は、適用しない。

2 市長は、特別希少野生動植物種又は生息地等保全協定区の域内に生息し、若しくは生育する希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、国等に対し、執るべき必要な措置について協議を求めることができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して捕獲等をした者
- (2) 偽りその他不正の手段により第13条第1項の許可を受けた者
- (3) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

第27条 第13条第4項の規定により付した条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第28条 第15条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第26条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第1条から第8条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例の廃止)

2 黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例（平成12年黒磯市条例第24号）は、廃止する。

(令和6年12月20日条例第70号抄)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第12条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和6年12月20日条例第70号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。